

令和2・3年度石川県後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額、所得割率）は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

令和2・3年度の保険料率については、令和2年2月21日開催の石川県後期高齢者医療広域連合議会において、次のとおり据え置きとすることが決定されました。

1. 保険料率の改定

高齢化の進展による被保険者数や医療給付費の増加が見込まれる中、保険料軽減特例の見直しの影響等を考慮し、剰余金約21億円を活用することで保険料率の上昇を抑制しました。

区 分	令和2・3年度 (A)	平成30・令和元年度 (B)	比 較 (A) - (B)
均等割額	47,520円	47,520円	据 置
所得割率	9.33%	9.33%	据 置

(参 考) 1人当たり平均保険料額

年 額	71,265円	67,690円	3,575円
月 額	5,939円	5,641円	298円

※1人当たり平均保険料額は、低所得者等に対する保険料の軽減措置後の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に賦課される保険料額の平均値とは異なる。

2. その他

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正により、令和2年度以降の保険料について次のとおり変更となります。

- (1) 保険料の賦課限度額が、現行の62万円から64万円に引き上げられます。
- (2) 保険料の軽減判定所得を算定するための、世帯の被保険者数に乘じる金額が均等割5割軽減は、28万円から28.5万円に、均等割2割軽減は、51万円から52万円に引き上げられます。